

1 (1) 社会機能に関する分科会の流れ(案)

社会機能分科会(第1回)
資料1

議題	
第1回 8/27	1. 分科会の検討課題 2. 新型インフルエンザ発生時の社会情勢 3. 指定(地方)公共機関について 4. 特定接種対象者に関する検討の経緯
第2回 9月中旬	1. 社会機能維持と特定接種対象者の考え方 2. 社会機能維持に必要な方策(事業者ガイドライン、社会状況の把握等) 3. 特定接種対象者に関する検討の進め方
第3回 10月中旬	1. 関係者へのヒアリング(医療倫理専門家、社会機能維持に関わる事業者団体等) 2. 指定(地方)公共機関の役割 3. 特定接種対象者の要件(業種・職種・条件等)
第4回 11月中旬	1. 特定接種対象者の要件(業種・職種・条件等)と義務について 2. 登録システムについて 3. 関係者へのヒアリング
第5回 12月上旬	1. 中間とりまとめ原案について 指定公共機関/特定接種対象者の要件等
12月中旬	有識者会議において分科会のとりまとめ原案を報告
1月	有識者会議: 中間とりまとめ

1

有識者会議及び社会機能に関する分科会の検討事項について(案)

新型インフルエンザ等対策有識者会議

1. 新型インフルエンザ等緊急事態(法第32条関係)
 - (1) 新型インフルエンザ等緊急事態の要件・解除の要件
 - (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間・実施すべき区域の考え方
2. 感染防止の協力要請(法第45条関係)
 - (1) 外出自粛要請、施設の使用制限等の実施基準(期間、区域の考え方を含む)
 - (2) 施設の使用制限等の対象となる施設 / (3) 施設の使用制限等の具体的な措置
3. 国民への情報提供
4. その他
 - (1) 新感染症についての行動計画上の取扱いについて / (2) 基本的人権の尊重
 - (3) 国内発生初期における現地対応 / (4) 在留邦人への対応
 - (5) 発生国からの航空機・船舶等の運航制限要請等 / (6) 国際的な連携・協力 など

社会機能に関する分科会

1. 新型インフルエンザ発生時の社会機能について
 - 新型インフルエンザ発生時の社会機能のレベル(社会情勢について)
 - ・ 事業者のガイドライン(社会機能維持に果たす事業者の役割等)
 - ・ 事業継続の方策(在宅ワークなど)など
 - 新型インフルエンザ発生時の社会情勢の把握方法について
2. 指定(地方)公共機関(法第2条第6号関係)
 - (1) 指定(地方)公共機関の役割(指定の基本的考え方)
 - (2) 指定公共機関の具体案
3. 特定接種(法第6条第2項第3号関係)
 - 登録基準(対象の業種・職種、優先順位等)
4. その他
 - その他検討課題

※第一回 新型インフルエンザ対策有識者会議(8月7日)の議論を踏まえて一部修正

1. 予防接種・特定接種

- (1) 住民に対する予防接種(法第46条関係)
 - ① 集団的接種等の実施方法
 - ② 優先接種対象者の考え方
- (2) 特定接種(法第28条関係)
 - ① 集団的接種等の実施方法
 - ② 具体的な登録方法
- (3) プレパパンデミックワクチンについて
 - ① 備蓄株の選定
 - ② 接種の時期
- (4) ワクチンの臨床研究等

2. 医療提供体制の確保

- (1) 発生時の医療提供体制の維持・確保(法第47条関係)
- (2) 臨時の医療施設の具体的内容及び手順(法第48条関係)
- (3) 医療関係者に対する要請・指示(法第31条・第62条・第63条関係)
 - ① 要請・指示の対象となる医療関係者
 - ② 要請・指示の対象となる業務
 - ③ 補償基準等
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬等
 - ① 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
 - ③ 流行期の処方薬の取扱い

3. その他

- (1) 水際対策
- (2) サーベイランス
- (3) 社会的弱者への支援 など

2(1) 新型インフルエンザ発生時の社会情勢

社会福祉分科会(第1回)

資料2

【新型インフルエンザとは】

- 新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年周期で発生。
- ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

【新型インフルエンザ発生時の被害想定】

過去の新型インフルエンザを参考とした一つの仮定
 アジアインフルエンザ等並みの中等度:致死率 0.53%(想定)
 スペインインフルエンザ並みの重度:致死率 2.0%(想定)

- 医療機関を受診する患者数 : 1,300万人～2,500万人
(全人口の25%が罹患すると想定し、米疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計)
- 入院患者数 : 53万人(中等度)～ 200万人(重度)
- 死亡者数 : 17万人(中等度)～ 64万人(重度)
- 欠勤率 : 最大40%程度(地域差や業態による差がある)
- 政府・民間の活動は、従業員欠勤等により、大幅な縮小を余儀なくされるおそれ



何らかの対策を講じなければ、公共サービスやライフラインの機能が低下し、最低限の国民生活ですら維持できなくなるおそれがある

2(2) 新型インフルエンザ発生時の社会情勢

◇強い病原性の新型インフルエンザが発生した場合の国民生活の維持レベルの認識を共有するために、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」において以下の想定をしていた。

区分	国内発生～まん延期に想定される状況	対策と目標
医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の医療機関は、新型インフルエンザへの業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ○爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源（医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等）が不足する 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常医療体制を維持 ○新型インフルエンザ対応の体制を維持（業務資源を集中）
電気・水道・ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止の観点から、窓口業務やカスタマーサービス業務を中断 ○保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ 	○通常レベルの供給を維持（保守・運用業務を維持するが、その他業務は縮小・中断）
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員不足により、運行本数が減少 ○外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少 	○需要に応じた運行水準の維持
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネット等の通信需要が増加 ○通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下 ○窓口業務、カスタマーサービスの中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常機能を維持 ○保守・運用業務の維持（その他の業務は縮小・中断） ○最小限の従業員による勤務体制の継続
金融	<ul style="list-style-type: none"> ○ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断 	<ul style="list-style-type: none"> ○決済、資金の円滑な供給（ATM機能の維持を含む）等最低限必要な業務を継続 ○最低限必要な業務以外の業務を縮小・中断
物流（貨物運送、倉庫等）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動休止・稼働率低下により、物流量が減少 ○中小事業者は休業する可能性 ○従業員不足による集配の遅延、サービスの中断 	○食料品・生活必需品供給、社会インフラ維持のための物流を確保するため、業務資源を集中
食料品・生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足 ○食料品等の製造・輸入量が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的要請の高いものの生産に業務資源を集中 ○国民の健康維持のための必要最低限の品目を確保

2

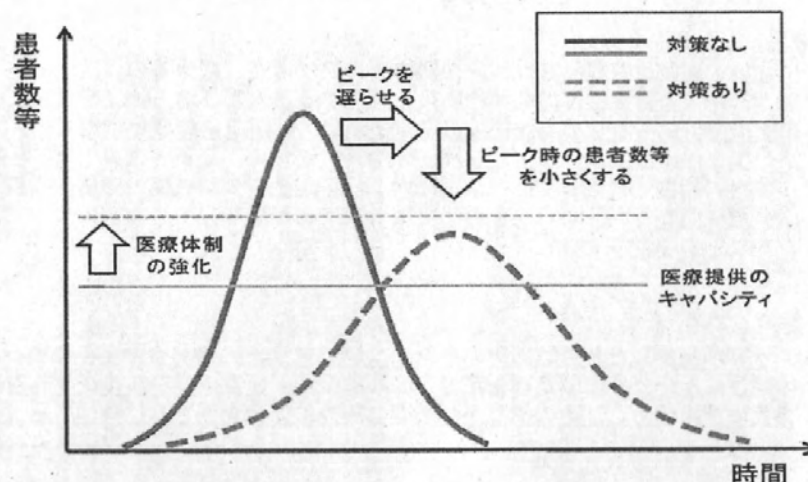
資料：「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定」（新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年2月）「参考1」）より

（参考）新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

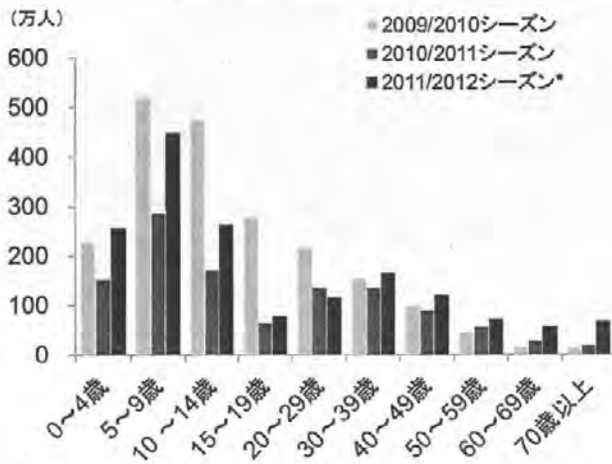
<対策の効果 概念図>



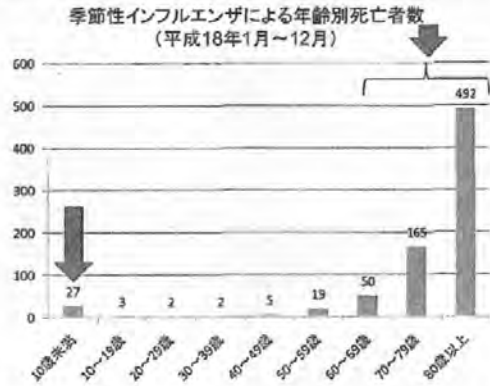
3

(参考) インフルエンザの年齢別の受診者割合・死亡率

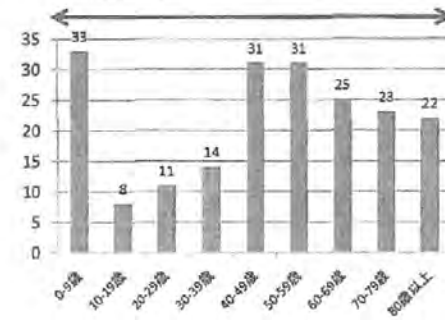
図 年齢階級別の推計受診者数



出典: 今冬のインフルエンザの発生動向、医療従事者向け疫学情報、2011.2.10
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/110210-01.pdf>



2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)による年齢別死亡者数 (平成21年8月15日~平成22年3月25日)



資料: 厚生労働省、「第1回 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議(2010年3月31日)」, 資料1

3(1) 指定(地方)公共機関について ①

社会福祉分科会(第1回)
資料3

行政機関だけでは新型インフルエンザ
等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関
による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

- 指定公共機関 (法第2条第6号)
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- 指定地方公共機関 (法第2条第7号)
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの
※ 災害対策基本法や国民保護法における指定手続との均衡も踏まえ、適正と認められる手続により行うことを想定。また、指定に当たっては、法人に対し、指定地方公共機関の責務や業務計画の作成等についての十分な説明を行い、当該法人の意見にも適切に配慮し、その役割についての理解を十分に得ていただくことを想定。
- 責務 (法第3条第5項、6項)
 - ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
 - ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

3(2) 指定(地方)公共機関について ②

○ 業務、義務等

【共通事項】

- ①業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表（法第9条）
- ②業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検（法第10条）
- ③政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）（法第20条第1項、法第33条第1項）

都道府県対策本部長による総合調整、指示（法第24条第1項、法第33条第2項）

※「総合調整」とは、指定（地方）公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

- ④国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる（法第27条）

【個別事項】

- ①独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣（法第43条）
- ②以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置
 - ・医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保（法第47条）
 - ※医薬品等販売業者は、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送（法第54条第2項、3項）
 - ・電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給（法第52条）
 - ・運送事業者：旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）
 - ※国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、3項）
 - ・電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）
 - ・郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）

2

3(3) 指定(地方)公共機関について ③

指定公共機関・指定地方公共機関の指定に当たっての考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たしていただくという制度の趣旨を踏まえ、①その法人が行う業務の公益性、②国や都道府県が実施する新型インフルエンザ等対策において当該法人が担う業務が継続的・安定的に行われることの重要性などを総合的に勘案して、指定（地方）公共機関の選定を行うことが必要である。

○ 指定公共機関と指定地方公共機関との関係

- ・指定公共機関として指定を受けた法人を指定地方公共機関として指定することはできない。

○ 事業者団体を指定することについて

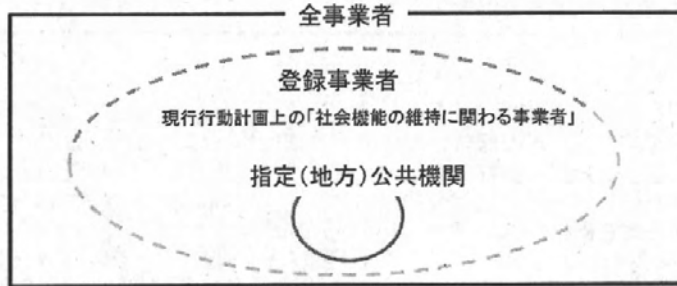
- ・その事業者団体が担う業務・役割に応じ、事業者団体を指定することも可能と考えている。

○ 放送事業者について

- ・指定公共機関については、現時点では、放送対象地域の広域性等にかんがみ、日本放送協会を指定することを考えており、民間放送事業者を指定することは考えていない旨、答弁したところ。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会審議の際、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、「放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと」との附帯決議が付されている。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、放送事業者に対する報道の規制などが行われることのないよう留意が必要。

3

(参考)指定公共機関と登録事業者の関係(基本的なイメージ)



指定公共機関

指定公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(災害対策基本法、国民保護法においても類似の制度がある。)

国が指定公共機関を、都道府県知事が指定地方公共機関を指定し、業務計画(新型インフルエンザ対策においては、事業継続計画に相当すると考えられる。)作成義務等を課す一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとしている。

登録事業者(義務に関しては、指定公共機関よりも緩やかな枠組み)

登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

【行動計画上の記載】

社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である(P12)

医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。(P24)

他制度において指定公共機関に指定されている事業者

青字:国民保護法のみ指定公共機関 赤字:災害対策基本法のみ指定公共機関

黒字:両法共通 (平成24年8月24日現在)

指定公共機関		指定地方公共機関(東京都)	
業種	事業者名	業種	事業者名
医療	日本赤十字社	医療	財団法人救急供給事業団 社団法人東京都医師会 社団法人東京都歯科医師会 社団法人東京都獣医師会 社団法人東京都保健医療公社 社団法人東京都薬剤師会
電気	沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社	水道	オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエーフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海船舶物流株式会社 東洋商船株式会社 琉球商運株式会社
ガス	大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東野瓦斯株式会社	金融	日本銀行
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東武鉄道株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜東北線株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 名古龍旅客鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社	報道	日本放送協会 朝日放送株式会社 株式会社TBSテレビ 株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社毎日放送 関西テレビ放送株式会社 中原テレビ放送株式会社 中部日本放送株式会社 東海テレビ放送株式会社 名古屋テレビ放送株式会社 日本テレビ放送網株式会社 朝日テレビ放送株式会社 大阪放送株式会社 株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ 株式会社日経ラジオ社 株式会社ニッポン放送 株式会社文化放送 東海ラジオ放送株式会社
		航空	ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社シヤルエクスプレス スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社 北海道国際航空株式会社
		通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
		郵便	郵便事業株式会社 郵便局株式会社
		道路	社団法人東京バス協会 社団法人東京都乗用自動車協会 社団法人東京都個人タクシー協会 東京都庁輸送事業協同組合 社団法人東京トラフィック協会
		航空	新中成航空株式会社 五洋航空株式会社 小笠原航空株式会社 伊豆島航空株式会社 神奈川航空株式会社 東海航空株式会社 伊豆七島航空株式会社 株式会社共栄丸 新潟県産産株式会社
		報道	エフエムインターウェブ株式会社 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE 東京FMラジオネットワーク株式会社 株式会社東京放送 株式会社文化放送 株式会社ニッポン放送 株式会社オールエフ・ラジオ日本 株式会社日経ラジオ社 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ

※その他、独立行政法人が指定されている。

4(1) 特定接種対象者に関する検討の経緯①

年月	主体	計画・ガイドライン	備考
2004年8月	WHO	「パンデミック時のワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の使用に関するガイドライン」	ワクチンの優先接種グループの例として「essential service providers, including health care workers」が例示されている。
2005年12月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「新型インフルエンザ対策行動計画」	「緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者等を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う」と記載
2006年6月～2007年3月	厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議	「新型インフルエンザ対策ガイドライン」	「緊急的に医療従事者及び社会機能維持者に対して接種する」とされ、以下の者のうち、業務を継続するために最低限必要な職員、と例示されている。 1) 医療従事者等、2) 社会機能維持者等(①治安維持、②ライフライン関係、③国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、④国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者、⑤輸送)
2008年5月	＜感染症法の改正＞ 法改正の際の衆・参附帯決議において、「医療従事者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討する」必要がある旨が指摘される		
2008年9月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「新型インフルエンザワクチン接種の進め方(第1次案)」	「国民の生命と生活を守るために、感染リスクがありながらも社会的責務、職務を果たすことが期待される者」として、先行的にワクチンを接種すべき業種・職種について具体化した案が策定される(今後、国民的議論を経て決定することとされる) ※具体的な対象者については後述する。

1

4(2) 特定接種対象者に関する検討の経緯②

年月	主体	計画・ガイドライン	備考
2009年2月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「新型インフルエンザ対策行動計画(改定)」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン(策定)」	行動計画上のワクチン接種の方針は2005年12月版と同様。(ワクチンガイドラインは策定されていない)
2009年4月	＜新型インフルエンザ(A/H1N1)発生＞ ※予防接種法上で、病原性の弱い新型インフルエンザに対する枠組みがないため、法に基づかない、厚生労働省の事業として、国民に対する予防接種を実施。 ⇒その後、予防接種法改正によって「新臨時接種」の枠組みが明確化する。		
2011年9月	新型インフルエンザ対策関係会議	「新型インフルエンザ対策行動計画(改定)」	ワクチン接種の方針として「医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、(備蓄ワクチン※1の)接種を行う」と記載。 また、ワクチンの接種が円滑に行われるよう「国民的議論を踏まえ、接種対象者や接種順位の在り方等を明確にするとともに、法的位置づけ、接種の実施主体、実施方法について決定する」と記載
2012年5月	＜新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)公布＞ ○ワクチンを国民に先行して接種する「特定接種」が法に位置づけられ、接種の実施主体・費用負担等が明確化された ※ただし、ワクチンの先行接種対象者や接種順位の在り方、については今後、特定接種の登録基準(対象の業種・職種、接種順位)の議論が必要となる。		

※1 「プレパンデミックワクチン」という記載を本資料内では「備蓄ワクチン」と表す

2

4(3) 特定接種対象者検討の背景【2008年第1次案】

(医療従事者等への先行的な接種)

○新型インフルエンザが発生した場合、**社会的使命や職責を果たさなければならない者**に対しては、**備蓄ワクチン等の接種を先行的に行うことが必要**である。

○対策の基本的目標を達成するためには、**医療従事者に加え、数か月間機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種に従事する者を先行的な接種対象とすることが適当**である。

※なお、ここで示す業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。

他方、**全て国民は平等にその生命や権利を尊重されるべき**。
また、**ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見**。

今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮。

- ・ **対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする**
- ・ **議論の透明性を確保する**
- ・ **多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う**

資料：「新型インフルエンザワクチン接種の進め方(第一次案)」を参考に作成

3

4(4) 特定接種対象者検討の背景【2008年第1次案】

【対策の目標】①感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること
②社会・経済を破綻に至らせないこと

- 新型インフルエンザは未だ発生していないため、**対策の有効性については、不確定要素が多い**
(=1つの対策への偏重は、リスクが大きい)
- ⇒ **複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す**

- 具体的には、状況に応じ、
 - ① **水際対策**により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる
 - ② 国内で発生した場合、**公衆衛生的介入**(患者の早期発見・入院措置、**外出・社会活動の自粛要請、手洗い励行**)により、感染拡大速度をできる限り抑制
 - ③ 医療資源を総動員して診療、**抗インフルエンザウイルス薬**を効果的に投与
 - ④ 医療従事者等への**備蓄ワクチン**の接種に加え、**パンデミックワクチン**の開発、製造を急ぎ、**全ての国民に接種**
 - ⑤ 事業継続計画の作成等を通じ、**社会機能の維持に努力**
- ⇒ **ワクチン接種は、総合的な戦略の中の一つの方策**

資料：「新型インフルエンザワクチン接種の進め方(第一次案)」を参考に作成

4

4(5) 先行接種の対象者と順位(案)【2008年第1次案】

◇2008年9月「ワクチン接種の進め方(第一次案)」の対象者

社会機能維持者として、「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種の従事者を以下のように設定し、先行的に接種(カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順)に接種することが検討されている。

カテゴリー	考え方	業種・職種
Ⅰ 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
Ⅱ 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・関係等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
Ⅲ ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

5

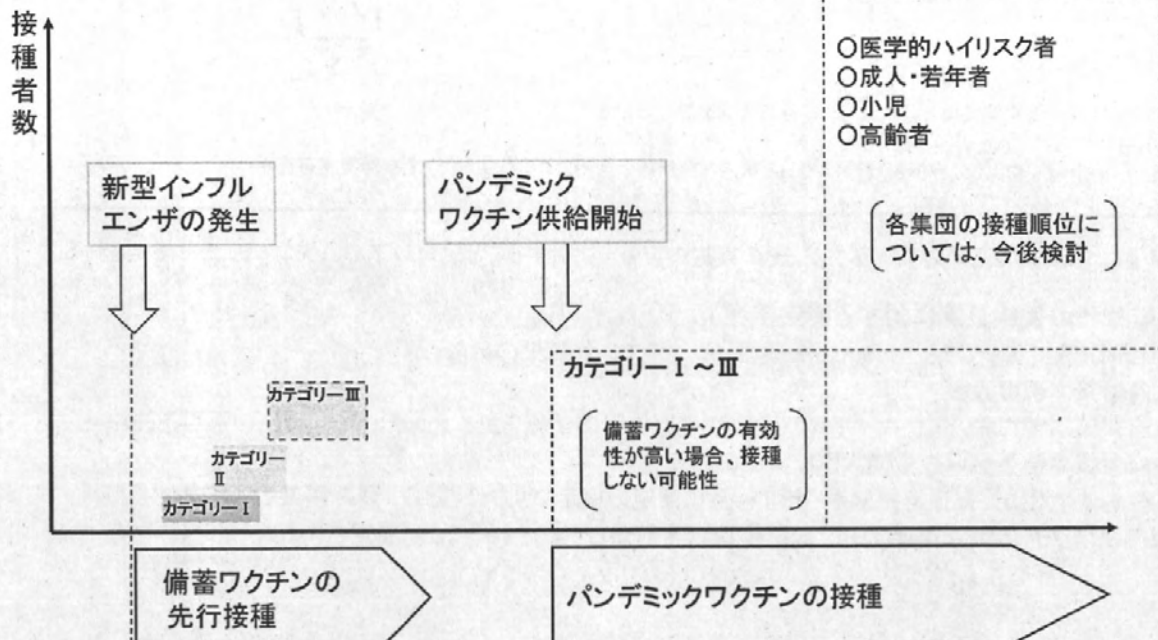
4(6) 先行接種の対象者と順位(案)【2008年第1次案】(発生後の接種イメージ)

【医療従事者・社会機能の維持に関わる者】

カテゴリーⅠ：感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

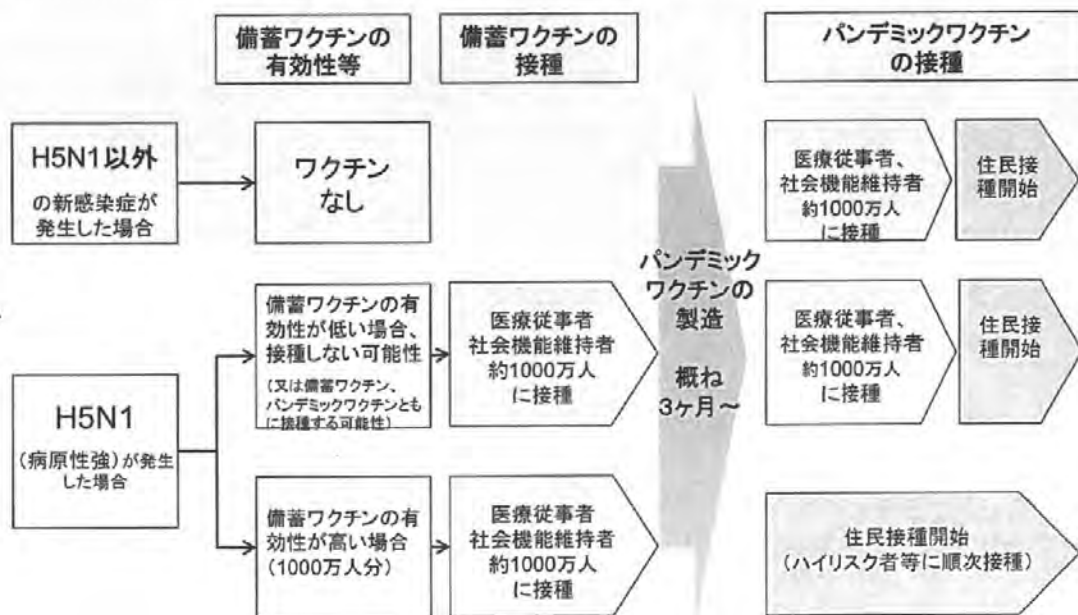
カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種



6

4(7) 先行接種の対象者と順位(2008年第1次案の運用イメージ)

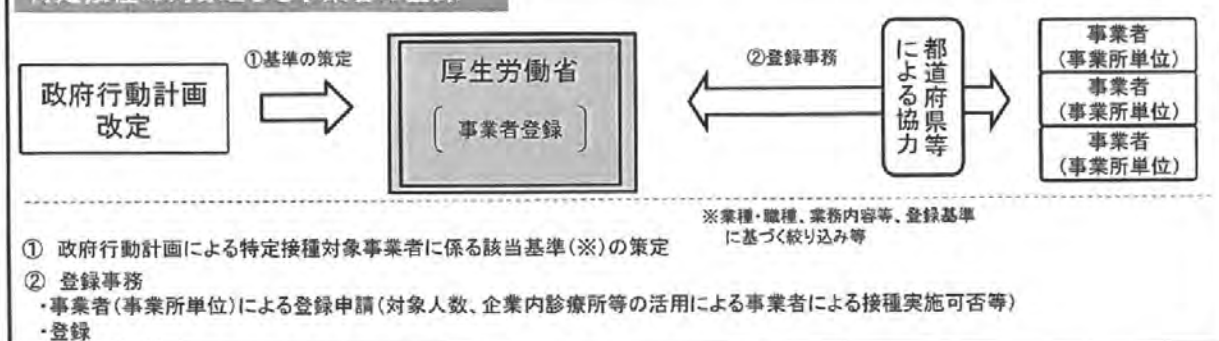
○医療従事者、社会機能維持者が1,000万人程度と仮定した場合、以下のような順序で接種することとなる。
 ※現在、備蓄ワクチンは複数の株について、基本的に1株あたり1,000万人分を備蓄している。
 ※備蓄ワクチンが無効だった場合、又はH5N1以外のパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンを社会機能維持者に先行接種することとなり、一般の住民への接種時期が遅れることになる。



7

4(8) 特定接種について(登録の流れと接種のイメージ)

特定接種の対象となる事業者の登録



予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

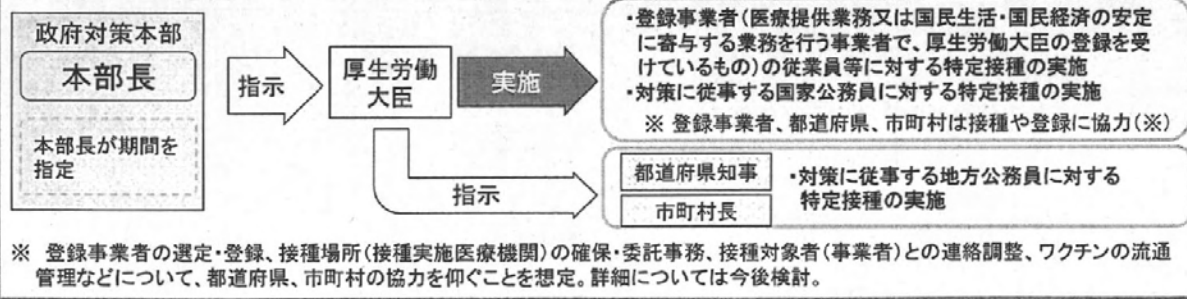
〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表

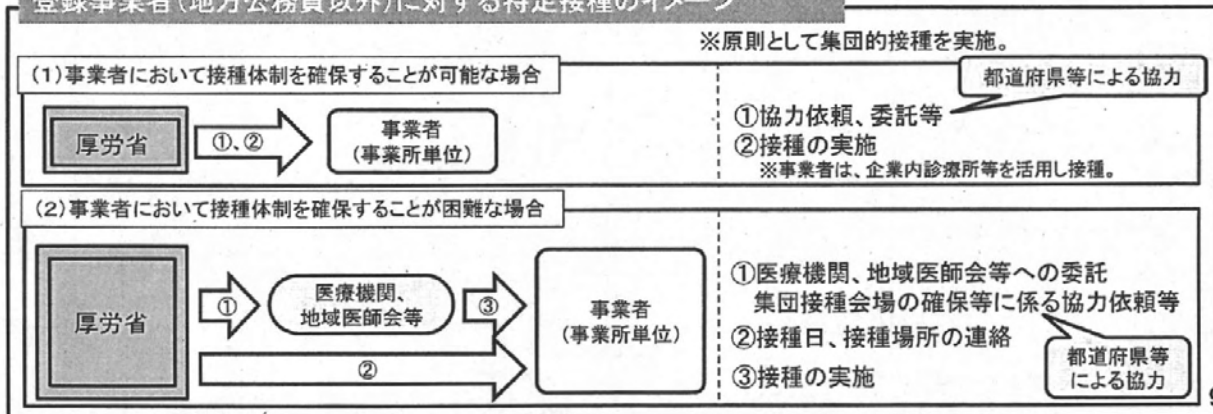
- 政府対策本部の設置
- 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討
- 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示
- 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種
 - ※備蓄ワクチンがある場合には、緊急事態宣言前から実施されることが想定される。

4(9) 特定接種(接種体制・実施主体について)

特定接種(登録事業者の従業員等が接種対象)登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示
※備蓄ワクチン又はパンデミックワクチン(備蓄ワクチンが有効でない場合)の接種。



登録事業者(地方公務員以外)に対する特定接種のイメージ



(参考) 海外の備蓄ワクチン戦略①

表 各国のパンデミックワクチン・プレパンデミックワクチン戦略の考え方【(H1N1)2009発生前】(1/2)

戦略	アメリカ	カナダ	イギリス
パンデミックワクチン戦略	細胞培養の開発等により、国民のワクチンを6ヶ月以内に製造する体制を2011年を目標に整備する。	ワクチン製造業者との事前契約により、国民のワクチンを確保する。	ワクチン製造業者との事前契約により、国民のワクチンを確保する。
プレパンデミックワクチンの位置づけ	プレパンデミックワクチンは、地域で重要な業務の必要性を有する人員を保護することを目的とした戦略に用いられる。	パンデミックワクチンを対策の機軸としており、世界に先駆けて事前購入契約を確立している。(このため、プレパンデミックワクチンを備蓄していないと考えられる)	プレパンデミックワクチンは病気を拡大させる可能性のある人、合併症のリスクのある人の入院や死亡などのリスクを低減するものとして位置づけ。現在の備蓄は医療従事者向け。
人口	約3億700万人	約3,400万人	約6,200万人
プレパンデミックワクチンの備蓄量	2000万人分(人口の約7%) ※アジュバントによる抗原の投与量節約等の研究により、より多数への接種も検討する。	備蓄なし	330万人分(人口の約5%)
接種対象者	医療従事者	-	○
	社会機能維持者	国家防衛に関わる者 ^{※1} 地域の支援サービス従事者 ^{※1}	-
	その他	^{※1} パンデミックワクチンの優先接種対象者。プレパンデミックワクチンの接種対象者については明示されていない。	十分量のワクチンがあった場合、重要なサービスの維持を担う要職スタッフに対して適用。
プレパンデミックワクチンの接種時期	接種時期について明示されていない。	-	WHO フェーズ6段階で、英国内の発生を待たずに使用する。 使用の際には交差免疫性やリスクと効果のバランスの評価が必要。

(参考) 海外の備蓄ワクチン戦略②

表 各国のパンデミックワクチン・プレパンデミックワクチン戦略の考え方【(H1N1)2009発生前】(2/2)

戦略	フランス	イタリア	スイス	ドイツ	
パンデミックワクチン戦略	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、4000万人分(人口の63%)のパンデミックワクチンを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンは抗インフルエンザウイルス薬、社会的な距離とともに対策の一部として活用される。(パンデミックワクチンを確保する前の期間は抗インフルエンザウイルス薬の使用を想定。) 人口の60%分を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、全国民のワクチンを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者2社(GSK社、ノバルティス社)と事前購入契約。 第二波が始まる前に確保する。 	
プレパンデミックワクチンの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> パンデミックワクチンの開発に数ヶ月のタイムラグがあるため、プレパンデミックワクチンを開発、備蓄する。 		<ul style="list-style-type: none"> パンデミックウイルスによる罹患率と死亡率の減少(予防)及びパンデミックワクチンのプライミング効果が期待される。 全国民分のプレパンデミックワクチン入手し、国防軍薬局が備蓄する。 	<ul style="list-style-type: none"> プレパンデミック戦略は以下の理由から採用されていないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> プレワクチンは開発コストと実際に接種する確率を比較すると、投資額が高く、リスクが高い。長期保管による効果の検証が行われていない。 	
人口	約 6,300 万人	約 6,000 万人	約 800 万人	約 8,200 万人	
プレパンデミックワクチンの備蓄量	200 万人分 (約 3%)	18.5 万人分 (約 0.3%)	800 万人分 (100%)	備蓄なし	
接種対象者	医療従事者	○ ^{#1} ※1: 患者の診察やケアを行う者、検体採取を行う者など、ウイルスへの接触が最も高い従事者	○ ^{#2} (フェーズ3~5)	○ ^{#3} (フェーズ3以降)	-
	社会機能維持者		○ ^{#2} (フェーズ3~5)	・獣医師、畜産業者、消毒業者、農業事業者、医療関係者等	-
	その他	・重症化リスクが高い者	※2: パンデミックワクチンの優先接種対象者。(フェーズ3ではパンデミックワクチンは存在しないため、プレパンデミックワクチンの接種対象者と考えられる。)		-
プレパンデミックワクチンの接種時期	<ul style="list-style-type: none"> 人への感染が見られた時期にパンデミックワクチンの入手前に使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明(パンデミックワクチン接種の記述と混在。) 	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ3以降の接種可能性を示唆。フェーズ4では医療関係者に対し、優先接種を行う可能性も示唆。 		

※厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究「インフルエンザ及び近年流行が問題となっている呼吸器感染症の分析疫学研究(平成22年度総括・分担研究報告書)」より

11

(参考) 米国のワクチンの優先接種対象者の検討

国家インフラ諮問委員会(NIAC National Infrastructure Advisory Council)において、米国・国土安全保障省(DHS)の要請に基づいて、米国の重要基幹産業に従事する全従業員のうち、ワクチンの優先接種対象となる従業員数について検討し、2007年に報告書を取りまとめている。

重要基幹産業
銀行・金融 (Banking & Finance)
化学(Chemical)
商業(Commercial)
通信(Communications)
電気(Electricity)
緊急サービス(Emergency Services)
食料・農業(Food and Ag)
医療・保健(Healthcare)
情報技術(Information Technology)
原子力(Nuclear)
石油・ガス(Oil and Gas)
郵便・船舶(Postal & Shipping)
輸送(Transportation)
水・排水(Water and Waste)

区分	人数
重要基幹産業に従事する全従業員数	84,833,881
ワクチンの優先接種対象となる従業員数	16,935,651
割合(%)	20%

(出典) "The Prioritization of Critical Infrastructure for a Pandemic Outbreak in the United States Working Group" National Infrastructure Advisory Council, January 16, 2007

新型インフルエンザワクチン接種の 進め方について(第1次案)

<概要>

※ 本案は、政府として明らかにする第1次案であり、今後、国民的議論を経て決定していくものである。

平成20年9月18日

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ
に関する関係省庁対策会議

1

新型インフルエンザの被害と社会機能維持の必要性

【新型インフルエンザとは】

- 新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年周期で発生。
- ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

【被害想定】

- 医療機関を受診する患者数 : 1,300~2,500万人
- 入院患者数 : 53~200万人
- 死亡者数 : 17~64万人
- 欠勤率 : 最大40%程度
- 政府・民間の活動は、従業員欠勤等により、大幅な縮小を余儀なくされるおそれ



何らかの対策を講じなければ、公共サービスやライフラインの機能が低下し、最低限の国民生活ですら維持できなくなるおそれ

2

新型インフルエンザ対策の基本戦略

【対策の目標】

- ① 感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと

● 新型インフルエンザは未だ発生していないため、対策の有効性については、不確定要素が多い（＝1つの対策への偏重は、リスクが大きい）

⇒ 複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す

● 具体的には、状況に応じ、

- ① 水際対策により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる
- ② 国内で発生した場合、公衆衛生的介入（患者の早期発見・入院措置、外出・社会活動の自粛要請、手洗い励行）により、感染拡大速度をできる限り抑制
- ③ 医療資源を総動員して診療、抗インフルエンザウイルス薬を効果的に投与
- ④ 医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種に加え、パンデミックワクチンの開発、製造を急ぎ、全ての国民に接種
- ⑤ 事業継続計画の作成等を通じ、社会機能の維持に努力

⇒ ワクチン接種は、総合的な戦略の中の一つの方策

3

ワクチン接種順位の検討

医療従事者や社会機能の維持に関わる者が感染すれば、最低限の国民生活すら維持できなくなるおそれ。

このため、その社会的使命や職責から新型インフルエンザの感染リスクを避けられない者に対しては、ワクチンを先行的に接種することが必要。具体的には、

- ① 新型インフルエンザ発生前に事前接種すべき者を定める。
- ② 発生後にプレパンデミックワクチンを接種する者の範囲と進め方を定める。
※ プレパンデミックワクチンは既に一定量が備蓄されていることから、対象者に対し製剤化後速やかに接種することが可能である。
- ③ パンデミックワクチンの接種者についても、順次検討を進める。

他方、全て国民は平等にその生命や権利を尊重されるべき。また、ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見。

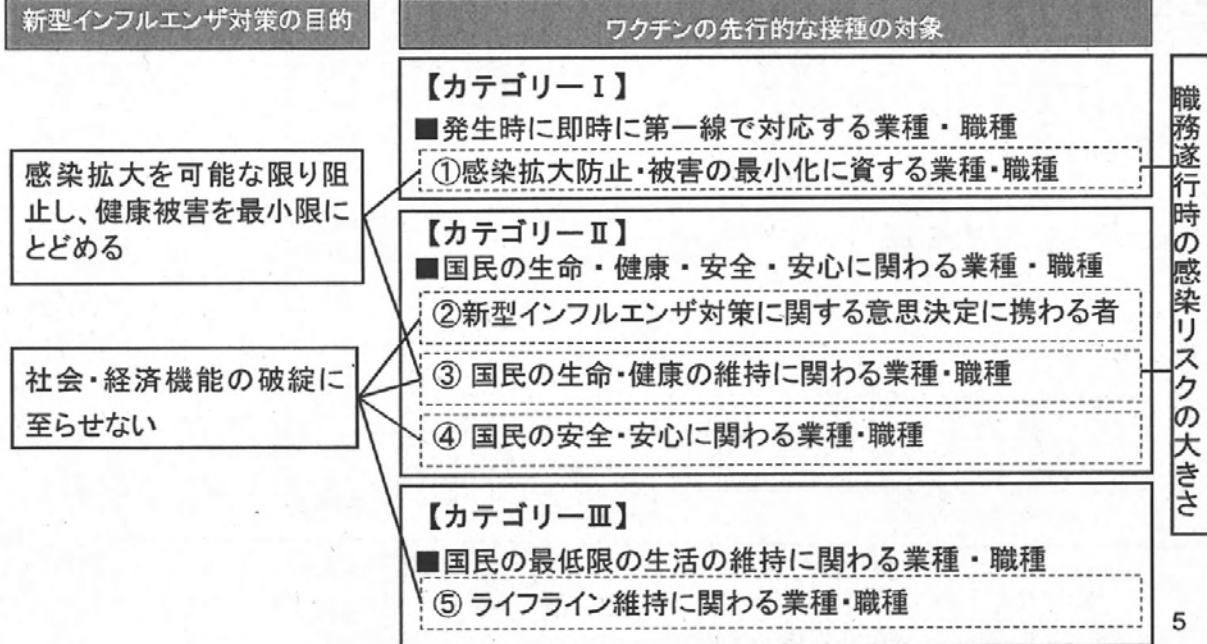
今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮。

- ・ 対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする
- ・ 議論の透明性を確保する
- ・ 多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う

4

先行接種の対象者と順位(案)の考え方(1)

ワクチンは、感染リスクを考慮しつつ、「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種の従事者に対し、先行的に接種（カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順）

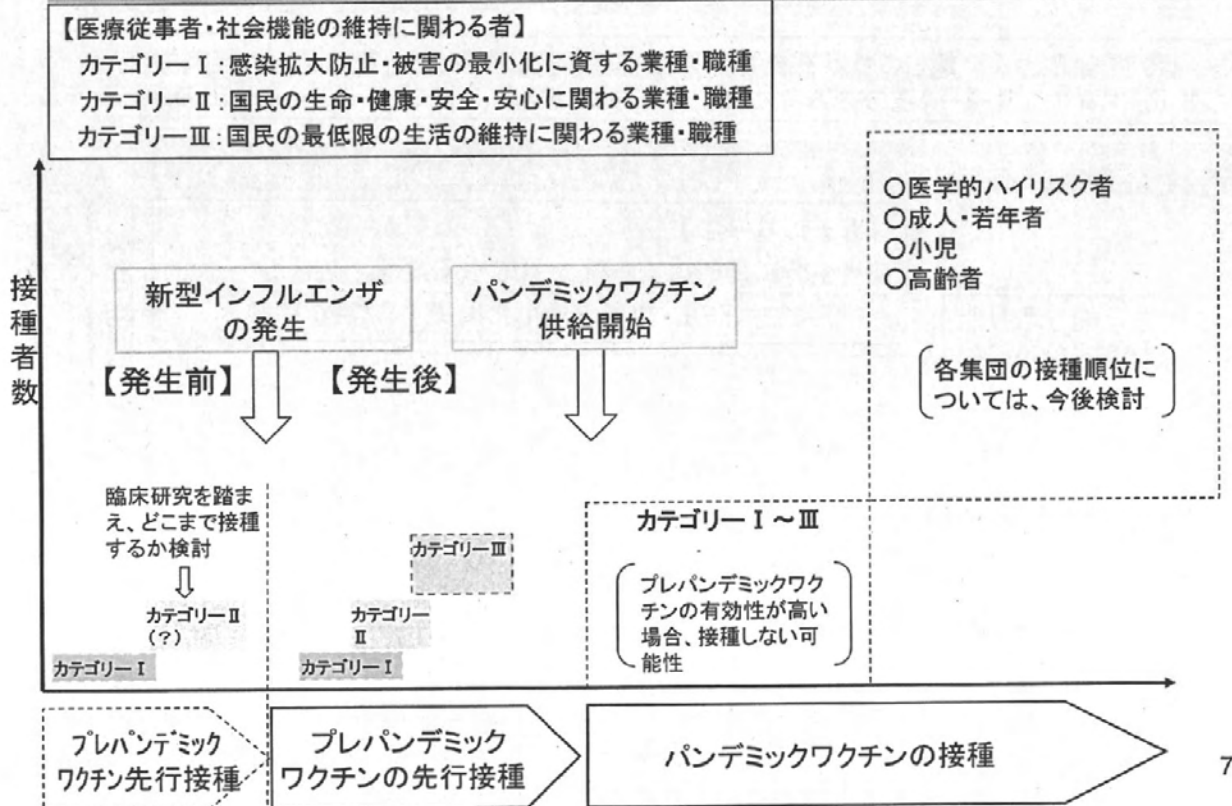


先行接種の対象者と順位(案)の考え方(2)

カテゴリー	考え方	業種・職種
I	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員（救急業務等に関わる者）、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員（新型インフルエンザ対策に従事する者）、停留施設（宿泊施設）、国際航空、空港管理、外航海運
II	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種 患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種 国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員（最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者）

※各カテゴリーの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする

ワクチン接種のスケジュール(イメージ)



(参考1) プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの違い

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
特長	○新型インフルエンザ発生前に、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)を用いて製造	○実際に発生した新型インフルエンザのウイルスの株を使って製造
効果	○実際に発生する新型インフルエンザに対する効果は、未知。安全性の確認も必要 ※20年度、安全性・有効性について臨床研究を実施 (留意事項) 接種の効果が生じるまで、3～5週間	○発症予防、重症化防止の効果が期待
製造備蓄	○鶏卵を使用して製造 ○現在、ウイルスの変異に備え、複数の株で2,000万人分備蓄 (18年度)1000万人分(ベトナム株・インドネシア株) (19年度)1000万人分(中国・安徽株) (20年度)1000万人分(中国・青海株)備蓄予定	○鶏卵を使用して製造 ○発生後に製造開始。国民全員分のワクチンを製造するのに1年半程度かかる ※細胞培養技術等により、半年以内に製造できるよう、研究を推進
接種対象	○医療従事者、社会機能維持に関わる者に接種 ○新型インフルエンザ発生前に接種することを検討 ※臨床研究の結果を踏まえ、将来的には、希望する全ての者に対し、事前接種をすることも検討	○全ての国民(希望者)に接種 ○誰から接種するのか、順次検討を進める

(参考2) ワクチン接種の進め方に関する国会等での指摘

- (衆)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月23日)
 - ニ プレパンデミックワクチンについては、その有効性及安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
 - (参)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月24日)
 - ニ、プレパンデミックワクチンについては、その有効性及安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
 - 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」(平成20年6月20日)
- (4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種対象者及び接種順位等
- 国は…パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの接種対象者(医療従事者及び社会機能の維持に関わる者、接種を希望する者等)や接種順位及び接種方法について、透明性、公平性等に配慮するとともに、国民的議論も踏まえながら、速やかに検討し、明確化・具体化する。また、ワクチンに関する流通・接種体制の整備を行う。
 - 全国民が接種の対象となるパンデミックワクチンの接種順位については、医療従事者や社会機能の維持に関わる者のほか、感染率が高い地域の住民や、現段階で新型インフルエンザが重症化する可能性が高いと想定される若年者を優先して接種することを基本として検討する。

新型インフルエンザワクチン接種の 進め方について

(第1次案)

※ 本案は、政府として明らかにする第1次案であり、今後、国民的議論を経て決定していくものである。

平成20年9月18日

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ
に関する関係省庁対策会議

新型インフルエンザワクチン接種の進め方について (第1次案)

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザとは

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。
- 新型インフルエンザのパンデミックが発生した場合の被害については、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)等では、次のとおり想定されている。
 - ・ パンデミックの状態になった場合、全人口の25%が罹患し、医療機関を受診する患者は約1,300~2,500万人、入院患者数は約53~200万人、死者は約17~64万人と推計される。
 - ・ 新型インフルエンザは、2か月程度流行した後、小康状態になるというサイクルを概ね1~2年間繰り返すことが予想され、その場合、何ら策を講じなければ、国民の多くが欠勤し、公共サービスや社会機能の維持に関する事業が2か月程度機能停止することにより、最低限の国民生活の維持でさえ困難となるおそれがある。
 - ・ 欠勤率は最大40%程度になる可能性もあり、政府や民間事業者の活動が縮小・中断するおそれがある。

(2) 新型インフルエンザ対策の基本戦略 ーワクチン接種の位置付けー

- 新型インフルエンザはまだ発生していないことから、対策の有効性についても不確定要素が大きく、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、我が国の新型インフルエンザ対策としては、複数の対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を構築することが適当である。
- 対策の大きな目標は、「感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること」及び「社会・経済を破綻に至らせないこと」であり、具体的には、
 - ① 水際対策によりできる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる、
 - ② 国内で発生した場合には、患者の早期発見・入院措置、外出自粛要請や手洗い励行など公衆衛生的に介入したり、集会や不要不急の事業の自粛を求めたりすることにより、感染拡大の速度をできる限り抑制するといった方策を講じた上で、
 - ③ 医療資源を総動員して診療に当たり、抗インフルエンザウイルス薬を効果的に投与する、

④ また、プレパンデミックワクチンを緊急に医療従事者等に接種するとともに、パンデミックワクチンの開発、製造を急ぎ、希望する国民への接種につなげていく。

このように、新型インフルエンザ対策は、各種対策を組み合わせた総合的な戦略として実施されることとなり、ワクチンの接種もその一部として位置付けることが必要である。

(3) 新型インフルエンザワクチンについて

- 厚生労働省では、プレパンデミックワクチンの備蓄を進めるとともに、パンデミックワクチンの製造体制の強化を行っている。
パンデミックワクチンは実際に発生したウイルスの株を使って製造するワクチンであり、効果が明らかであるため、国民分を確保することとなるが、新型インフルエンザが発生した後でないとは製造を開始することができない。
- 一方、プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生前に、新型インフルエンザに変異する可能性が高いと考えられている、鳥インフルエンザウイルス（H5N1）の株を使って製造・備蓄しているものである。ただし、ウイルスは変異を続けているため、新型インフルエンザに対する実際の効果には、未知の部分がある。現在、約2,000万人分を備蓄しているが、更にこれを増やしていくことを検討している。

(4) ワクチンの接種順位の検討の必要性

- ワクチン接種の順位については、国会や与党の議論において、次のとおり指摘されている。
 - ◇ (衆) 厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議（平成20年4月23日）
二 プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
 - ◇ (参) 厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議（平成20年4月24日）
二、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

◇ 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」（平成20年6月20日）

(4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種対象者及び接種順位等

- 国は、パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの接種対象者（医療従事者及び社会機能の維持に関わる者、接種を希望する者等）や接種順位及び接種方法について、透明性、公平性等に配慮するとともに、国民的議論も踏まえながら、速やかに検討し、明確化・具体化する。また、ワクチンに関する流通・接種体制の整備を行う。
- 国民が接種の対象となるパンデミックワクチンの接種順位については、医療従事者や社会機能の維持に関わる者のほか、感染率が高い地域の住民や、現段階で新型インフルエンザが重症化する可能性が高いと想定される若年者を優先して接種することを基本として検討する。
- 検討に当たっては、まず、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の機能を破壊させないという観点が求められる。その際、新型インフルエンザの感染リスクがある中で社会的使命や職責を果たすことが求められる者に対しては、プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を優先的に行うという配慮が必要である。
- 具体的には、
 - ① まず、新型インフルエンザ発生前においても、プレパンデミックワクチンの接種対象とすべき者を決めることが必要である。
 - ② 次に、発生後においては、まずはプレパンデミックワクチンを接種することとなる。プレパンデミックワクチンは、現時点において既に一定量が備蓄されていることから、製剤化後、対象者に対して速やかに接種することが可能と考えられるが、接種が円滑に行われるよう、接種対象者の範囲等を含め接種の進め方を定めておくことが必要である。
 - ③ さらに、パンデミックワクチンの接種の順位についても、今後、国民的議論を経て決定する必要がある。
- その際、全ての国民は個人として平等にその権利を尊重され、各々の生命の価値が全て等しいことは言うまでもなく、これらのワクチン接種に順位を付けることについては議論がありうる。
- このように、ワクチンの接種に関しては、医学面、社会・経済面、倫理面など様々な観点からの考え方があり、また、広く国民全般に影響を及ぼすものであることから、全ての国民が満足し得る結論に達することは容易ではない。
しかしながら、ワクチン接種の順位を決めておかなければ、実際に新型インフルエンザが発生した時に大きな社会的混乱を招くことが予想される。このため、倫理面も含め、様々な観点に配慮しつつ、検討することが必要である。
- プレパンデミックワクチン接種の対象となる業種・職種については、既に厚生

労働省の「新型インフルエンザ対策専門家会議」が示した「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）の中で、その定義が示されている。

今般、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議では、このガイドラインを基に、更に具体的な検討を行い、政府として明らかにする第1次案として、本案を作成した。

- その決定に当たっては、ワクチン接種の考え方（対象者の選定や順位付けの基準等）をできる限り明らかにし、議論の透明性を確保しながら、多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行っていくことが必要である。
- ただし、新型インフルエンザが発生した場合であっても、軽微なものとなる可能性もあることから、その重篤性等を勘案して接種対象者の範囲を最終的に決定することとする。

2. 新型インフルエンザワクチン接種の基本的な考え方

(1) パンデミックワクチンについて

(国民全体のパンデミックワクチンの速やかな接種)

- 新型インフルエンザ発生時には、全ての希望する者に対し、パンデミックワクチンを速やかに接種することを基本とするが、鶏卵により製造する現在の技術では、国民分分のワクチンを製造するのに1年半程度かかることが見込まれている。

このため、政府は、細胞培養技術等の研究開発等を進め、国民分分のワクチンを6か月以内に製造する体制を確立することを目標として掲げたところであるが、併せて現在の鶏卵による製造体制の強化も進めることとしている。

いずれにしても、新型インフルエンザ発生初期の段階においては、検査等の水際対策の実施、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬による治療、感染のおそれのある者の外出自粛要請やその者に対する予防投薬などにより、感染症の侵入や感染拡大の速度をできる限り抑制することとし、その間にパンデミックワクチンの製造を進める。

(医療従事者等へのパンデミックワクチンの先行的な接種)

- 新型インフルエンザ発生時には、医療従事者や水際対策関係者など、感染者と直接接しながらか第一線に立つて感染拡大防止の職務に専念することが求められる者が必要となる。また、最低限の国民生活を支えるための公共サービスや食料品・生活必需品の供給を確保するためには、新型インフルエンザがまん延した場合においても事業活動を継続する者が必要となる。
- こうした医療従事者や社会機能の維持に関わる者（以下「医療従事者等」という。）に対しては、国民の生命と生活を守るため、パンデミックワクチンの供給体制が整い次第、先行的に接種することが必要である。

(国民全体のパンデミックワクチンの接種順位)

- 医療従事者等以外の者のパンデミックワクチン接種の順位（子どもが高齢者か等）の考え方については、現時点においては十分な議論がなされておらず、具体的な検討を進めることが必要である。

(2) プレパンデミックワクチンについて

(プレパンデミックワクチンの性格)

- 上記のとおり、パンデミックワクチンについては、国民全員を対象に速やかに接種することとしているが、新型インフルエンザが発生した後でなければ製造できないこと、また、製造を開始しても実際に接種を行えるようになるまでには一定の時間を要することから、安全性や有効性に不確定な要素があるものの、次善の策として、現在、プレパンデミックワクチンの製造・備蓄を進めている。

(医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの先行的な接種)

- 医療従事者等については、新型インフルエンザが発生した場合、パンデミックワクチンの供給体制が整うまでの間にも、国民の生命と生活を守るために、感染リスクがありながらも社会的責務、職務を果たすことが期待される。このため、新型インフルエンザが発生次第、医療従事者等のうち本人の同意が得られた者に対し、緊急的、先行的にプレパンデミックワクチンを接種することが必要である。
- ただし、プレパンデミックワクチンについては、その有効性について未確定の面があることから、発生した新型インフルエンザの重篤性にに応じて、接種対象者を最終的に判断することが必要となる。

3. 先行的なワクチン接種の対象者とその接種順位

(1) 新型インフルエンザワクチンの接種順位の考え方

(医療従事者等への先行的な接種)

- 前述のとおり、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザの感染リスクがありながらも、社会的使命や職責を果たさなければならない者に対しては、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種を先行的に行うことが必要である。
- すなわち、新型インフルエンザ対策行動計画で挙げられている「感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめること」及び「社会・経済機能の破綻に至らせないこと」という基本的目標を達成するためには、医療従事者に加え、数か月間機能停止するとことにより国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種に従事する者を先行的な接種対象とすることが適当である。【別紙1

参照】

- また、当該業種・職種の機能を継続するために必要な物資やサービスを提供するサプライチェーン（一連の取引業者）を構成する業種・職種についても、対象とすることが必要である。他方、ここで示す業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。
- 接種順位の検討に当たっては、これらの業種・職種について、職務遂行による感染リスクの大きさ、国民の生命や安全の確保との直接的な関連の程度等が考慮されることになるが、具体的には、次に挙げるカテゴリーⅠからⅢの順番で接種を行うこととする（図1参照）。

カテゴリーⅠ：新型インフルエンザ発生時に即時に第一線で対応する業種・職種

① 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ発生時、直ちに感染拡大防止のため、検査や入院治療に当たる医療機関や水際対策・地域封じ込め対策などに関わる業種・職種については、その機能が低下しないようにする必要がある。
- ・ 特にこれらの従事者は、感染者・発症者と接触し、暴露・感染するリスクが極めて高いことから、早期に接種を行う必要がある。
- ・ また、新型インフルエンザは、まず海外で発生することが想定されるため、在外邦人が帰国時に利用する輸送機関を含め、国際的に人や物を運ぶ業種・職種についても、暴露・感染のリスクが高く、早期に接種を行う必要がある。

【対象となる業種・職種】

- ・ 医療従事者（感染症指定医療機関の職員、発熱外来等の職員）
- ・ 保健所職員
- ・ 救急隊員、消防職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 在外公館職員
- ・ CIQ関係職員（検疫所職員、入国管理局職員、税関職員）
- ・ 警察職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 停留施設従事者
- ・ 自衛隊員、海上保安庁職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 航空事業者（国際線関係）
- ・ 空港管理者及び空港機能維持者（検疫集約実施空港）
- ・ 水運業者（水運業（外航海運業）、海運代理店業（外航海運）、水先業）

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

② 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に関わる者

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ対策が効果をあげるためには、ワクチン接種にとどまらず、社会機能の維持等に関わる幅広い分野において各種対策を総合的に実施していく必要があり、また、状況の変化に応じて適切な対策を講じる必要があり、これらの意思決定を行う者の機能の維持は重要である。このため、新型インフルエンザ対策に関する意思決定に関わる業種・職種の機能が低下しないよう、できる限り早期にワクチンの接種を行う必要がある。

【対象となる業種・職種】

- ・ 国・地方自治体の意思決定に関わる者（首相・閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長その他危機管理上の意思決定に関わる者）

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

③ 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ以外であっても、様々な傷病・障害により生命や健康の危険に晒される者を守るため、医療・介護サービスについては、通常どおり提供されることが必要である。
- ・ また、新型インフルエンザが拡大すると、感染症指定医療機関等以外の医療機関においても、患者を受け入れることとなり、これらに従事する者は感染リスクが高くなる。

【対象となる業種・職種】

- ・ 医療従事者（カテゴリーⅠ以外の医療機関の職員）
- ・ 福祉・介護従事者（入所施設職員、在宅介護サービス従事者）
- ・ 医薬品関連業者、医療機器関連業者

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

④ 国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザの発生時には、情報の氾濫による国民の不安の増大や治安の悪化等が懸念される。
- ・ 国民の安全・安心を確保するため、国・自治体の基本的機能（法律、予算等）に加え、治安維持や随時に適切な情報提供を行う事業者の機能を維持することが必要である。

【対象となる業種・職種】

- ・ 消防職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 警察職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）

- ・ 自衛隊員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 海上保安庁職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 海事関係職員
- ・ 港湾管理者（検疫集約実施港）
- ・ 国会議員、地方議会議員
- ・ 報道機関職員
- ・ 通信事業者
- ・ 矯正職員
- ・ 更生保護官署職員
- ・ 法曹関係者

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ ライフラインの維持に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザのパンデミック時には、不要不急の業務をできる限り縮小・休止し、外出を控えることが望まれるが、2か月程度に及ぶと想定される流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能維持が必要である。

【対象となる業種・職種】

- ・ 電気事業者
- ・ 原子力事業者
- ・ 水道関連事業者
- ・ ガス事業者
- ・ 熱供給事業者
- ・ 石油事業者
- ・ 航空事業者（国内線関係）
- ・ 空港管理者（検疫集約実施空港以外）
- ・ 港湾管理者（検疫集約実施港以外）
- ・ 鉄道事業者
- ・ 道路旅客・貨物運送業者
- ・ 運輸に附帯するサービス業（港湾運送業等）
- ・ 道路管理者
- ・ 倉庫業者
- ・ 水運業者（水運業（内航海運業）、海運代理店業（内航海運））
- ・ 食料品・生活必需品の販売・流通関係者
- ・ 食料品製造業者
- ・ 生活必需品・衛生用品関連業者
- ・ 金融事業者

- ・ 情報システム関連事業者
- ・ 郵便事業者
- ・ 火葬・埋葬業者
- ・ 廃棄物処理業者
- ・ 国家公務員・地方公務員（最低限の国民生活維持に携わる者）

（注1）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

（注2）食料品・生活必需品等の製造事業者については、国民の生命や健康を維持するため、パンデミック時であっても最低限確保すべきと考えられる次の品目の製造を行っている者に限る。

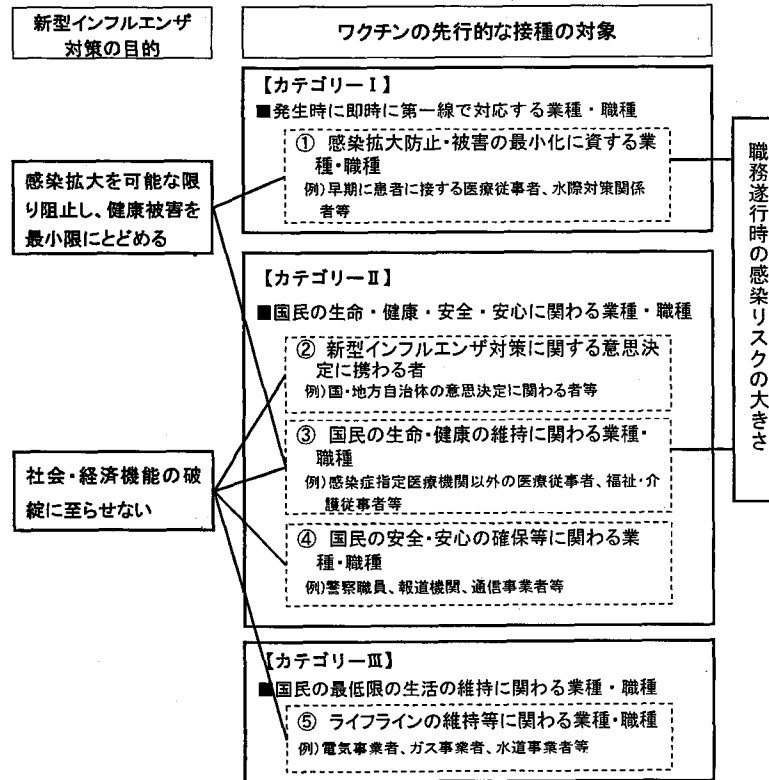
【食料品】

- ・ 米（玄米、精米）
- ・ 小麦製品（小麦粉、乾パン、パン、乾めん（うどん、パスタ等）、即席めん）
- ・ 育児用調整粉乳
- ・ 缶詰
- ・ レトルト食品
- ・ 冷凍食品

【生活必需品等】

- ・ 石けん
- ・ 洗剤（衣類用、食器用）
- ・ トイレトペーパー
- ・ ごみ用ビニール袋
- ・ 紙おむつ
- ・ マスク

図1 ワクチンの先行的な接種の対象となる業種・職種の考え方



※各カテゴリの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする。

(2) 新型インフルエンザ発生前のプレパンデミックワクチンの接種

(医療従事者等への事前接種の検討)

- 一般的に、ワクチンの接種には重篤な副反応が発生するリスクが常に伴う。そのため、ワクチン接種は、重篤な副反応が発生するリスクがあっても、それを上回る有効性が期待される場合にのみ実施される。実際に新型インフルエンザが発生した時には、これに罹患し重症化するリスクが高まることから、ワクチン接種の有効性が相対的に高まる。

しかしながら、未だ発生しておらず、感染性や重篤性が確定していない新型インフルエンザに対して、プレパンデミックワクチンを接種することについては、慎重に検討する必要がある。また、実際に発生したウイルスを基にしたワクチンではないことから、どの程度の有効性が期待できるかは未知の部分があり、世界的にまだプレパンデミックワクチンの事前接種は実施されていない。

- 一方で、プレパンデミックワクチンを接種した後、効果が現れることが期待されるまでには一定の期間（約3～5週間）が必要となる。ワクチンは、通常2～3週間の間隔を空けて2回接種し、2回目の接種後1～2週間後に有効性の指標の1つである抗体価が上昇し始めるとされる。このため、例えば、アジア諸国で新型インフルエンザが発生した場合、すぐにも感染者の入国があり得ることから、発生してから医療従事者や水際対策関係者にワクチンを接種したのでは間に合わないおそれがある。
- したがって、平成20年度に臨床研究を実施し、その結果、安全性や免疫原性（免疫持続性、交差免疫性、ブースター効果）等について一定の効果が認められる場合には、医療従事者等に対して、新型インフルエンザの発生前に、先行的にプレパンデミックワクチンを接種することを検討する。
 (注) ① 免疫持続性：ワクチンの有効性の指標の1つである中和抗体価の上昇が持続されている期間
 ② 交差免疫性：変異したウイルスに対する効果
 ③ ブースター効果：ワクチン接種により免疫を付けた後、再度ワクチン接種することで、より強い免疫形成が獲得されること
- 具体的には、仮に、平成20年度の臨床研究の結果を検討の上、十分な安全性や免疫原性が確認され、平成21年度に医療従事者等に対する事前接種の実施が決定されることとなった場合は、「カテゴリⅠ：感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種」から接種を開始する。
 (希望する者に対する事前接種の検討)
 ○ また、臨床研究を段階的に実施した上で、将来的には希望する全ての者に対し、事前接種を行うことについても検討を行う。これらの事前接種に当たっては、ワクチンの副反応の危険性について、十分に情報提供することが必要である。

(3) 新型インフルエンザ発生後のプレパンデミックワクチンの接種

(医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの先行的な接種)

- 新型インフルエンザが発生すれば、感染リスクは現実のものとなる。このため、上記カテゴリⅠ～Ⅲの順に接種を進める。なお、プレパンデミックワクチンの備蓄は、一定量が既になされていることから、対象者に対し製剤後速やかに接種することが可能である。
- この場合、ワクチンの有用性は副反応のリスクと発生・重症化防止に関する有効性の比較衡量によって判断されるものであることから、実際に発生したインフ

ルエンザウイルスの重篤性等を評価した上で、ⅠからⅢまでのどこまでを先行的な接種の対象とするか、最終的な判断を行う必要がある。

- なお、現在のインフルエンザワクチンの発症予防効果は、1年以上は持続しないとされているため、プレパンデミックワクチンを事前接種した医療従事者等においても、接種から1年以上経過している場合には、再度接種を行うことが必要となる。ただし、平成20年度の臨床研究によりブースター効果の存在が認められれば、接種される量や回数が減少する可能性がある。

(4) 新型インフルエンザ発生後のパンデミックワクチンの接種

〔医療従事者等へのパンデミックワクチンの先行的な接種〕

- パンデミックワクチンの接種対象者は国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術等が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給には一定の時間を要することから、医療従事者等に対して先行的に接種することとせざるを得ない。なお、プレパンデミックワクチンが有効であり、パンデミックワクチンの追加接種の必要性がないことが確認される場合には、既にプレパンデミックワクチンを接種している医療従事者等は、パンデミックワクチンの接種対象から外れる場合がある。

〔医療従事者等以外へのパンデミックワクチンの先行的な接種〕

- 上記のような医療従事者等への先行的な接種に次いで、感染により重症化又は死亡するリスクの高い集団等に対して先行的に接種を行うことについても、検討を行う必要がある。どのような集団を先行させるかについては、新型インフルエンザによる死亡者を最小限にするという考え方を原則とするが、我が国の将来の担い手を守ることに重点を置くという考え方もある。その他、地域ごとの発生状況に応じて接種順位を検討することも考えられる。

- 医療従事者等以外へのパンデミックワクチンの先行的な接種の順位について、「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」における考え方の整理は次のとおりであるが、具体的には、今後、国民的な議論を踏まえて決定する必要がある。

〔重症化又は死亡を可能な限り抑えることに重点を置く場合〕

- ・ 新型インフルエンザによる重症化し又は死亡する者を可能な限り抑えることに重点を置く場合、次の順番となる。

<成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>

- ①医学的ハイリスク者、②成人・若年者、③小児、④高齢者

<高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>

- ①医学的ハイリスク者、②高齢者、③小児、④成人・若年者

〔我が国の将来を守ることに重点を置く場合〕

- ・ 我が国の将来の担い手を守ることに重点を置く場合、次の順番となる。

<成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>

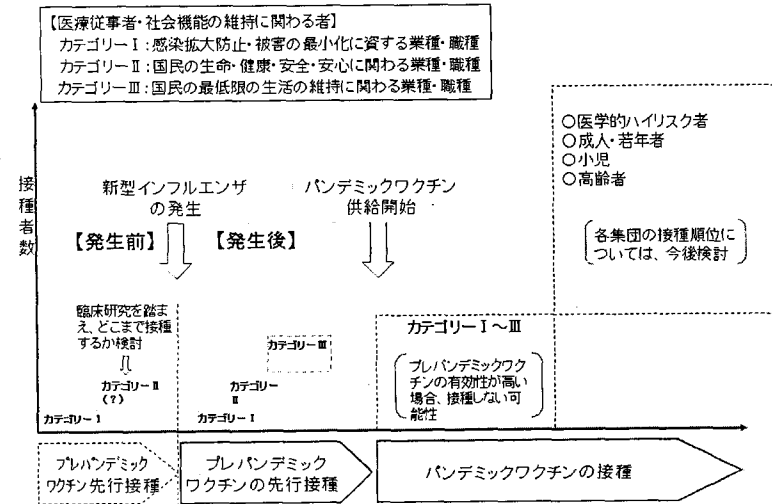
- ①小児、②医学的ハイリスク者、③成人・若年者、④高齢者

<高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>

- ①小児、②医学的ハイリスク者、③高齢者、④成人・若年者

- なお、新型インフルエンザの罹患により重症化する者が成人・若年者に多いのか、高齢者に多いのかは、ウイルスの性質によって異なる。これは新型インフルエンザの発生後でなければ分からないため、現時点では、発生後速やかに新型インフルエンザの罹患により重症化する可能性が高い年齢層等を特定する方法を検討することが必要となる。

図2 ワクチン接種計画のイメージ



カテゴリーⅠ：新型インフルエンザ発生時に即時に第一線で対応する業種・職種

① 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■医療従事者	1	病院、一般診療所職員	○新型インフルエンザ患者に接触して治療に当たる可能性の高い医療従事者（感染症指定医療機関の従事者、新型インフルエンザ発生時に発熱外来に従事する医療従事者）※バックヤード及び外部委託業者の職員を含む（食事、清掃、廃棄物処理等）	国民の生命・健康維持のために必要。主に新型インフルエンザ罹患者の生命・健康維持のための業務に従事し、患者と接触し感染するリスクが極めて高い。	I
■保健所職員	2	保健所職員	○保健所、地方衛生研究所等で、ワクチン開発・接種等に関わる業務に従事する者	ワクチン接種、地域封じ込め等を実施するために必要。	I
■救急隊員、消防職員	3	救急隊員、消防職員	○救急業務に従事する者、消防業務に携わる者のうち救急業務に携わる可能性がある者	救急患者の生命維持、及び国民の生命を守るために必要。	I
□在外公館職員	4	在外公館職員	○在外公館に勤務する者（現地スタッフを含む）	諸外国との連絡調整が必要。また感染者に接触し、感染するリスクが高い。在外邦人の退避及び在外邦人保護のために必要。	I
■CIQ関連職員	5	CIQ関連職員（税関／入国管理局／検疫所職員）	○税関／入国管理局／検疫所に従事する者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染者に接触し、感染するリスクが高い。	I
■警察職員	6	警察職員	○停留施設における警戒等、新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある警察職員	停留施設における警戒等による感染拡大防止を通じて国民の生命を守るために必要。	I
□停留施設従事者	7	停留施設（宿泊施設）従事者	○停留施設の管理に当たる旅館業関係者等	停留施設の適切な管理のために必要。	I
■自衛隊員	8	自衛隊員	○在外邦人の退避、国内物資輸送、医療等、新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある自衛隊員	在外邦人の退避、国内物資輸送、医療等を通じて被害の最小化を図り、国民の生命を守るために必要。	I
■海上保安庁職員	9	海上保安庁職員	○水際対策等の新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある海上保安庁職員	感染拡大防止を通じて国民の生命を守るために必要。	I
■航空事業者	10	航空運送事業者（国際線関係）	○航空機により旅客、貨物を運送する事業者及び航空機の運航支援業務従事者（グランドハンドリング、保安検査員等を含む）	パンデミック発生初期において、出入国を中心に混乱が予想されるため、業務継続が必要。新型インフルエンザ発生時は感染リスクが高い。	I
□空港管理者	11	空港管理者及び空港機能維持者（検査集約実施空港）	○空港会社、空港事務所、空港警備、旅客・貨物ターミナル事業者、給油会社	航空運送事業を継続するために必要である。感染のリスクが高い。	I
■水運業者	12	水運業（外航海運業等）	○水運業（外航海運業）に従事する者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I
	13	外航海運代理店業	○海運代理店業務（外航海運）に携わる者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I
	14	水先業	○外航船・内航船の水先業務に携わる者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I

■：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）に記載されている事業者
 □：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

② 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■国・地方自治体の意思決定に関わる者	15	国家機関	○首相・閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長（都道府県知事、市町村長）	状況の変化に応じて適切な対策を講じるためには、新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者が必要	II
	16	都道府県機関	○国家公務員・地方公務員のうち、新型インフルエンザ対策に関する意思決定等に携わる者		II
	17	市町村機関			II

③ 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■医療従事者	18	病院、一般診療所、在宅看護サービス、薬局	○上記以外の、病院・一般診療所・在宅看護サービス、薬局に従事する全従業者（医師、看護師、薬剤師、その他技師・病院職員等）※バックヤード及び外部委託業者の職員を含む（食事、清掃、廃棄物処理等）	国民の生命・健康維持のために必要。なお、新型インフルエンザ発生時には、患者と接触し感染するリスクが高い。	II
	19	歯科診療所	○歯科診療所に従事する者	国民の生命・健康維持のために必要。医師に代わってワクチン接種を依頼する可能性がある。	II
	20	その他の医療業	○腎バンク、骨髄バンク、衛生検査、減菌業等に従事する者、採血事業者（人体から採血することについて安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第13条第1項の許可を受けた者）	国民の生命・健康維持のために必要。	II
□福祉・介護従事者	21	老人福祉・介護事業	○入所施設及び在宅介護サービスに従事する者 ※通所サービスについては、休止するよう要請。（継続の際は感染対策を策定した上で検討。）	高齢者の生命・健康維持のために必要。	II
	22	児童福祉事業等	○児童福祉、婦人保護事業等にかかる入所施設等に従事する者 ※通所・短期入所サービスについては、休止するよう要請。	入所施設入所者等の生命・健康維持のために必要。	II
	23	障害者福祉事業	○入所施設及び在宅介護サービスに従事する者 ※通所サービスについては、休止するよう要請。（継続の際は感染対策を策定した上で検討。）	障害者の生命・健康維持のために必要。	II
■医薬品関連業者	24	医薬品製造販売業、医薬品製造業	○医薬品の製造販売業務に従事する者。ワクチン及び抗インフルエンザ薬以外の研究開発関係者を除く ※配送従事者（契約している運送事業者等）を含める	国民の生命・健康維持のために必要。	II
	25	医薬品一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業	○医薬品の小売業務に従事する者 ※化粧品・医薬部外品の小売業務に従事する者を除く ※配送従事者（契約している運送事業者等）を含める	国民の生命・健康維持のために必要。	II
□医療機器関連業者	26	医療機器製造販売業者、医療機器製造業者、医療機器修理業者、医療機器賃貸業者、医療機器販売業者	○医療機器の製造、製造販売、修理、賃貸業務に従事する者	国民の生命・健康維持のために必要。	II

■：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）に記載されている事業者
 □：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

④ 国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種

(注) 対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、整備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■消防職員	27	消防職員等	○消防業務に携わる者のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	国民の生命を守るために必要。	Ⅱ
■警察職員	28	警察職員	○警察職員のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■自衛隊員	29	自衛隊員	○自衛隊員のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■海上保安庁職員	30	海上保安庁職員等	○海上保安庁職員並びに海上防災及び武力攻撃事態等の対処に従事する者のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外。	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■海事関係係員	31	海事関係係員等	○水運業者の業務継続に不可欠な業務に携わる者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■港湾管理者	32	港湾管理者(検査集約実施港)	○検査集約港を管理する者。港湾業務を継続するための関連事業者等	検査集約港の港湾業務を維持するために必要である。	Ⅱ
	33	衆議院・参議院議員	○国会議員及び国会運営の関係者	国の基本的機能(法律、予算の執行等)を行うために必要。	Ⅱ
	34	国会議員公設秘書			Ⅱ
35	国会事務局職員	Ⅱ			
■地方議会議員	36	都道府県議会議員	○地方行政の危機管理上、必要とされる業務に従事する者	自治体の基本的機能(法律、予算の執行等)を行うために必要。	Ⅱ
	37	市区町村議会議員			Ⅱ
	38	地方議会議員事務局職員			Ⅱ
■報道機関職員	39	放送業	○放送機関において報道・放送業務に従事するもの	政府や自治体からの情報提供や警報を伝達し、パニックを防ぐために放送業務を維持することが必要。	Ⅱ
	40	新聞業等	○全国の新聞業、通信業に属する者。通信社、インターネット配信業務等を含む ※配達業務を除く	国民への情報提供のために必要。	Ⅱ
■通信事業者	41	電気通信業	○固定電気通信業、移動電気通信業、データ転送及び船舶電話、空港無線電話に関する業務に従事する者 ※新規開発部門を除く	国民への情報提供及び在宅でのコミュニケーション促進のために必要。	Ⅱ
	42	電気通信に付帯するサービス業			Ⅱ
■矯正職員	43	矯正職員等	○矯正施設に従事する者(PI刑務所に勤務する民間人を含む)	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■更生保護官署職員	44	更生保護官署職員、保護司、更生保護施設職員	○更生保護官署に従事する者(更生保護施設職員及び保護司を含む)	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■法曹関係者	45	検察庁従事者	○検察庁に従事する者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
	46	裁判官等(令状担当)	○裁判官等で令状発行に関する事務に従事する者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者
□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

15

カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ ライフラインの維持に関わる業種・職種(1)

(注) 対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、整備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■電気事業者	47	電気業、電気事業関係者	○発電所・変電所・電気事業所等で電力供給に従事する者、及び電力供給に必要とされる関連事業に従事する者。(原子力施設を除く) ※研究開発、新規立地等に従事する者を除く	最低限の国民生活維持のために、電力供給に不可欠な事業者、関連事業者は稼働が必要。発電所・変電所・電気事業所はいずれも、通常レベルのサービス供給を想定。	Ⅲ
□原子力事業者	48	原子力事業者、原子力事業関連者	○原子力関連施設に従事する者、原子力関連施設における業務遂行に必要な関連事業に従事する者 ※研究開発、新規立地等に従事する者を除く。	最低限の国民生活維持のために、原子力関連施設の運営に不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■水道関連事業者	49	上水道事業者、上水道事業関連者	○上水道事業者及び上水道供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
	50	下水道事業者、下水道事業関連者	○下水道事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
	51	工業用水道事業者、工業用水道事業関連者	○工業用水水道事業者及び工業用水道供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
■ガス事業者	52	ガス事業者、ガス事業関連者	○ガス製造工場、供給所、事業所等において、各種ガス供給に従事する者、各種ガス供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持にガス供給のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■熱供給事業者	53	熱供給事業者、熱供給事業関連者	○ボイラー等により、社会施設の熱供給に従事する者、及び熱供給事業に必要な関連事業に従事する者	社会施設等にエネルギー供給するために、熱供給のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■石油事業者	54	石油精製業、石油精製業関連者	○石油精製業務に従事する者、及び石油精製業務に関連する業務に従事する者	最低限の国民生活維持のために、石油精製のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	55	石油販売事業者	○石油販売事業(灯油販売、ガソリンスタンド等)に従事する者	石油供給に必要な関連事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	56	LPガス事業者、LPガス事業関連者	○LPガス販売等に従事する者、LPガス供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持のために、LPガス供給に不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	57	石油備蓄事業者	○国家備蓄石油の管理業務に従事する者	国家備蓄石油の維持・管理を行う事業者は24時間体制での稼働が必要。	Ⅲ
	58	石油探掘事業者(天然ガス探掘に携わる者)	○天然ガス探掘に従事する者	都市ガス供給に必要な関連事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■航空事業者	59	航空運送事業者(国内線関係)	○航空機により旅客、貨物を運送する事業者及び航空機の運送支援業務従事者(グラウンドハンドリング、保安検査員等を含む)	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□港湾管理者	60	港湾管理者(検査集約実施港以外)	○港湾を管理する者。港湾業務を継続するための関連事業者等	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□空港管理者	61	空港管理者及び空港機能維持者(検査集約実施空港以外)	○空港会社、空港事務所、空港整備、旅客・貨物ターミナル事業者、給油会社、管制機関職員	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者
□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

17

カテゴリⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフラインの維持に関わる業種・職種(2)

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■水運業者	62	水運業	○水運業(内航海運)に従事する者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	63	海運代理店業	○海運代理店業務(内航海運)に携わる者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□運輸に附帯するサービス	64	港湾運送業	○水運業に附帯する港湾業務に従事する者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	65	その他の運輸附帯サービス業	○港湾運送業に分類されない水運業(網取業、曳舟業等)	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
■鉄道事業者	66	鉄道業	○鉄道業務において貨物、旅客輸送に従事する者	国民生活維持のための物資の搬送や、国民生活に必要不可欠な移動が必要。	Ⅲ
■道路旅客・貨物運送業者	67	道路旅客運送業	○必要最低限の道路旅客運送(バス等)に従事する者	国民生活に必要不可欠な移動にバスが必要。	Ⅲ
	68	道路貨物運送業	○道路貨物運送に従事する者(バンデミック時の社会機能を維持する業種の物資を搬送する者に限る)	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	69	運輸関連業者(旅客・貨物運送事業)	○上記の道路旅客・貨物運送に関連する事業に従事する者(バスターミナル事業者、貨物利用運送事業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業者等)	運送業務を継続するために必要。	Ⅲ
□道路管理者	70	道路管理者	○高速道路等の管理に携わる者	危機管理及びライフライン(物流)維持の観点から必要	Ⅲ
□倉庫業者	71	倉庫業	○食料品・生活必需品等に係る倉庫業に従事する者 ※上記の社会機能維持に関わる業種別に把握する必要がある	食品・生活必需品の保管に必要。	Ⅲ
□食料品製造業者	72	精穀・製粉業	○以下の食料品の製造に従事する者 ・米(玄米、精米)	最低限の食料品を確保することが必要。	Ⅲ
	73	パン・めん類等製造業	・小麦製品(小麦粉、乾パン、パン、乾めん(うどん、パスタ等)、即席めん)		Ⅲ
	74	乳製品製造業	・育児用調整粉乳		Ⅲ
	75	缶詰製造業	・缶詰		Ⅲ
	76	レトルト食品製造業	・レトルト食品 ・冷凍食品		Ⅲ
	77	冷凍食品製造業	※当該食料品の主要な原材料供給者(商社、と畜場、食肉加工業、米麦等集荷業者)を含める。		Ⅲ
□生活必需品・衛生用品関連業者	78	石けん・合成洗剤製造業	○以下の生活必需品の製造・輸入に従事する者 ・石けん ・洗剤(衣類用、食器用)	最低限の生活必需品を確保することが必要。	Ⅲ
	79	トイレットペーパー製造業	・トイレットペーパー ・ごみビニール袋		
	80	ごみビニール袋製造業	※当該製品の輸入者、原材料供給者等を含める ※生活必需品の供給確保については、物品の性格に応じ、製造の継続だけでなく、備蓄による対応など多面的に検討していくこととする。		
	81	衛生用品等製造販売業	○マスク等の製造・販売に従事する者		
■食料品・生活必需品販売・流通関係者	82	食料品流通関係者	○最低限の国民生活を維持するために必要な卸売市場関係者、最低限確保すべき食料品の流通に従事する食料品卸売業者	食料品を供給するために必要最低限の流通拠点の継続が必要。	Ⅲ
	83	食料品・生活用品小売業	○最低限確保すべき食料品等の販売に従事する者	食料品・生活用品を供給するために必要最低限の流通拠点の継続が必要。	Ⅲ

■:「新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者

□:「新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

10

カテゴリⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフラインの維持に関わる業種・職種(3)

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
□金融事業者	84	金融機関等(預金等取扱金融機関、第一種金融商品取引業者等)	○決済、資金の円滑な供給等金融システムの機能の維持のために最低限必要な業務に従事する者(取引及び決済システム従事者、クレジットカード関連事業者等及び当該業務の遂行に必要な金融機関等以外の者を含む)	決済が停止したり、資金が円滑に供給されない等により、日々の経済活動に大きな支障が生じるほか、システムリスクの顕在化等により我が国の金融機能が混乱をきたし、かつ国際的な金融システムにも大打撃を与えるおそれがあるため。	Ⅲ
	85	日本銀行	○金融システムの機能を維持し、最低限の国民生活及び経済活動を維持するために、中央銀行として必要不可欠な業務に携わる者(当該業務の遂行に必要な日本銀行以外の者を含む)	中央銀行業務が機能を停止した場合、国民生活、経済活動及び内外金融システムへの影響が甚大であるため	Ⅲ
	86	保険会社等	○生活を維持するために必要不可欠な保険金等の支払業務に必要な者(当該業務の遂行に必要な保険会社等以外の者を含む)	生活を維持するために必要不可欠な保険金等が支払われないことにより、国民生活に大きな支障を生じるおそれがあるため。	Ⅲ
	87	政府系中小企業金融機関	○中小・零細企業に対して緊急に必要な融資を行う機能を有する従事者(金融等に関する相談業務、金融機関等における代理貸付の業務等に従事する政府系中小企業金融機関以外の者を含む)	中小・零細企業への融資が停止することで経済活動への影響が大きいことが予想されるため。	Ⅲ
□情報システム関連事業者	88	ソフトウェア業	○他の産業のインフラとして、移動する必要があるソフトウェア、情報処理等のサービス業	社会機能維持に関わる事業者の業務継続や在宅勤務の支援、及び社会機能及び国民生活の維持のために必要。	Ⅲ
	89	情報処理・提供サービス業	○気象予報の提供に携わる者(気象予報許可事業者)		
□郵便事業者	90	インターネット附随サービス業	○気象予報の提供に携わる者(気象予報許可事業者)	社会機能を維持するために内容証明等の郵便物の継続を行うことが必要。	Ⅲ
□郵便事業者	91	郵便局	○郵便事業に従事する者	災害時でも国民生活維持のために必要な最小限の業務を継続することが必要。	Ⅲ
	92	国家機関	○国家公務員・地方公務員のうち、最低限の国民生活維持に必要な業務に携わる者		
	93	国家公務員・地方公務員(最低限の国民生活維持に携わる者)			
	94	都道府県機関			
	95	市町村機関			
96	独立行政法人等				
□火葬・埋葬管理業	96	火葬・埋葬業	○埋葬等に従事する者	埋火葬業務が滞った場合、衛生上の問題が発生するため。	Ⅲ
□廃棄物処理業者	97	廃棄物処理業	○廃棄物処理に従事する者 ※地方公務員を含む。	ごみ処理が滞った場合、衛生上の問題が発生するため。	Ⅲ

■:「新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者

□:「新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

11

ワクチン接種の検討スケジュール

【平成20年度】

- 医療従事者等（約6,400人）を対象にプレパンデミックワクチンを用いた臨床研究を実施し、ワクチンの免疫原性（有効性）や安全性について評価する。
- ワクチン接種の対象者・順位について、次の理由から早急に検討する。
 - <新型インフルエンザ発生時>
 - ・ 現時点で新型インフルエンザが発生した場合、備蓄しているプレパンデミックワクチンの接種を速やかに開始する必要がある。
 - ・ パンデミックワクチンの製造・接種を開始しても、全ての国民が接種されるまで一定の期間を要することから、社会的混乱を防ぐため、接種の順位を決めておく必要がある。
 - <新型インフルエンザ発生前>
 - ・ 新型インフルエンザ発生前においても、臨床研究の結果を踏まえ、平成21年度から医療従事者等に対して事前接種を行うこととする可能性がある。

【平成21年度】

- 臨床研究の結果を踏まえ、平成21年度に医療従事者等に対する事前接種の在り方（事前接種を行うかどうか、行う場合の接種対象者の範囲等）を検討する。その結果、早ければ平成21年度中に接種を開始する可能性がある。
- その際、よりまれな頻度で発生する副反応の有無について確認する必要があるため、段階的に接種することが必要である。
- また、現時点では発生する新型インフルエンザの性質がわからないことから、ウイルスの変異に備えて、平成19年度末時点で異なる3種類の株のワクチンを約2000万人分製造・備蓄している。さらに今後、異なる株のワクチン約1,000万人分を備蓄することを検討しているところである。

【平成22年度以降】

- 平成21年度に事前接種が実施された場合、その接種状況等の結果を踏まえ、平成22年度以降、医療従事者等への段階的な接種を継続するかどうか、さらに、希望する全ての者に事前接種を行うこととするかどうかを検討する。

「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」に対するご意見の概要

「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」について、平成20年9月29日から平成20年10月28日まで電子政府の総合窓口[e-Gov]への掲載を通じてご意見を募集したところ、72件のご意見をいただきました。ご意見の概要は、以下のとおりです。

該当部分	ご意見の概要
1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民全員分のプレパンデミックワクチンを国が製造・備蓄し、希望者に接種する体制を整備すべき。希望者が自費で接種する仕組みでもよい。 ○ プレパンデミックワクチンの備蓄量を各種類で1,000万人に限定した理由を明らかにすべき。 ○ 被害想定が甘すぎるのではないか。(国民の25%が罹患するという想定ではなく、全国民が罹患することを想定して計画を策定すべき。欠勤率40%の想定は低い。) ○ ワクチンの接種目的は「国民の生命を守ることを第一に考えるべき。
2 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ プレパンデミックワクチンの接種については賛否両論があることから、国民が判断するために、安全性に関する研究結果等の情報を十分に公開してほしい。 ○ プレパンデミックワクチンの接種対象の選定より、パンデミックワクチンの製造能力の強化に注力すべき。 ○ ワクチンの製造能力強化のために、海外メーカーを含めて検討すべき。 ○ ワクチンの接種順位を検討するより、抗インフルエンザウイルス薬を国民全員分備蓄すべき。(また、抗インフルエンザウイルス薬を自費で備蓄可能な仕組みにすべき。) ○ プレパンデミックワクチンが無効だった場合を考慮し、社会機能維持者等への抗インフルエンザウイルス薬の投与を含めた検討をすべき。 ○ プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの接種順位は分けて検討すべき。 ○ ヒートヒート感染をしていないH5N1ウイルスを元に製造したワクチンの効果は疑問。ワクチンのみにとられず、総合的な対策を推進してほしい。 ○ 医療従事者等に対するワクチンの先行接種によって、社会機能の維持ができるのか疑問である。

該当部分	ご意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会機能の維持に関わる事業者に該当する職種であっても、ワクチンの接種は企業による強制ではなく、個人の意思を尊重して欲しい。安全性が確認されていないワクチンの接種はしたくない。
3. 先行的なワクチン接種の対象者とその接種順位	
(1) 新型インフルエンザワクチンの接種順位の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第1次案」に示されたカテゴリー及びそのカテゴリーに応じた接種スケジュールに基本的には賛成。 ○ 社会機能の維持に関わる業種・職種に含まれる具体的な対象者を明確にすべき。また、対象者の詳細(サプライチェーンの業種・職種等)や配布方法等を明確化すべき。 ○ 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者の家族も接種対象とすべき。 ○ カテゴリーI~IIIに加え、若年層をプレパンデミックワクチンの接種対象者とすべき。 ○ 新型インフルエンザのワクチン接種は人体実験に近いものではないか。まず政府関係者から接種すべき。
カテゴリーIの業種・職種について	<p><対象とすべき業種・職種> ()内は「第1次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の病院・診療所の医療従事者をカテゴリーIにすべき(感染症指定医療機関の従事者のみカテゴリーI、その他の医療従事者はカテゴリーII)。 ○ 感染予防には口腔内の健康と衛生維持が重要。歯科医師(カテゴリーII)をカテゴリーIにすべき。 ○ 患者と直接接する可能性の高い地方自治体の保健部局職員等をカテゴリーIにすべき(保健所・地方衛生研究所等でワクチン開発・接種に関わる従事者のみカテゴリーI)。 ○ 電気・水道・通信事業者等のライフライン事業者を(カテゴリーIII)をカテゴリーIにすべき。 ○ 「新型インフルエンザ対策の意思決定者」(カテゴリーII)をカテゴリーIにすべき。 ○ 自営消防隊員をカテゴリーIにすべき。(消防職員は新型インフルエンザ対策に従事する者はカテゴリーI) ○ 検疫集約空港勤務者全員をカテゴリーIにすべき。(空港勤務者のうち新型インフルエンザ対策に従事する者はカテゴリーI) ○ 貨物自動車運送事業者の一部をカテゴリーIにすべき。(運送事業者はサプライチェーンとして対象) ○ 火葬・埋葬事業者(カテゴリーIII)をカテゴリーIにすべき。

該当部分	ご意見の概要
カテゴリーⅡの業種・職種について	<p><対象とすべき業種・職種> ()内は「第一次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気・水道・通信事業者等のライフライン事業者 (カテゴリーⅢ) をカテゴリーⅡにすべき。 ○ ライフラインの維持に関わる事業者全般 (カテゴリーⅢ) をカテゴリーⅡにすべき。
カテゴリーⅢの業種・職種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ カテゴリーⅢの中でも接種順位を決めておく必要があるのではないか。 ○ 食料品製造業者及び生活必需品・衛生用品関連業者の定義に含まれる食料品・生活必需品等の品目を追加すべき。
社会機能の維持に関わる者について	<p><現在対象となっていないが、対象とすべき業種・職種> ()内は「第一次案」でのカテゴリー区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜防疫事業者をカテゴリーⅠに加えるべき。 ○ 葬儀事業者をカテゴリーⅡ、又はⅢに加えるべき。 ○ 患者が病院に行く際、タクシーを使用する機会が多いと考えられるため、タクシーの従業員をカテゴリーⅡに加えるべき。 ○ 鉄鋼事業者を追加すべき。「社会・経済機能の破綻の防止に関わる業種・職種」として重要。 ○ 学校は感染リスクが高いため、教員を接種対象者に加えるべき。 ○ 警備業全員を対象とすべき (社会機能の維持に関わる業種に係る場合のみ対象としている)。 ○ ビルメンテナンス事業者を対象とすべき。 ○ 動物と接触する業種 (獣医師、動物看護師、養豚業者) を対象とすべき。 ○ 冬季の発生に備えて、「道路の除雪業者」をカテゴリーⅢに追加すべき。 ○ 血液事業に関わる者 (採血事業者、血液製剤の製造販売業者等) をカテゴリーⅢに追加すべき。 <p><対象外とすべき業種・職種></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国会議員・地方議会議員 (カテゴリーⅡ) を社会機能維持に関わる者として位置付ける必要はない。

該当部分	ご意見の概要
(2) 新型インフルエンザ発生前のプレパンデミックワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ発生前のワクチンの事前接種は、臨床研究のみにとどめ対象者をそれ以上拡大すべきではない。 ○ プレパンデミックワクチンの性能についての説明が曖昧である。専門家を集めるなどして議論の場を設けるべき。 ○ 新型インフルエンザの発生前にプレパンデミックワクチンの接種を進めるべき。
(4) 新型インフルエンザ発生後のパンデミックワクチンの接種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ パンデミックワクチンを短期間に接種する体制を構築すべき。 ○ ワクチン接種の具体的なスケジュールや手続きを明示すべき。 ○ パンデミックワクチンの接種順位は、病原性の相違によって複数のシナリオが必要ではないか。 ○ 人の移動・接触が密接な都市部を優先して接種すべき。 ○ 医療従事者及び社会機能を維持する者以外へのパンデミックワクチンの接種順位について <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本社会の継続性のために、子どもと若年層を接種の優先上位にすべき。 ・ 「我が国の将来を守ること」を優先させ、子どもを最優先にすべき。 ・ 社会人は新型インフルエンザの流行中も勤務を継続する必要があるため、学校閉鎖等で外出自粛できる子供より成人を優先すべき。 ・ 妊婦、乳幼児、小児、高齢者及びその家族を優先すべき。 ・ 行動制限が難しい精神障がい者に配慮すべき。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の生命に関わる大事な事項に関し、意見募集をインターネットですることは安易すぎる。担当官が直接全国各地に説明に向くべき。 ○ プレパンデミックワクチンの接種について、自己判断できるよう、普及啓発をすべき。 ○ 新型インフルエンザ発生時にパニックにならないよう、国民への備蓄等呼びかけるべき。 ○ 一般の職場でタミフルの備蓄を可能にするようにして欲しい。

特定接種に関する論点①

1. 第1次案の見直しまたはさらに検討すべき点について

(1) 第1次案では、「数か月間機能停止することにより国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種」を先行的なワクチンの接種の対象として、「医療従事者及び社会機能の維持に関わる者」の業種・職種を列挙した。

また、特措法では、「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの」を「登録事業者」として、特定接種の対象者とされている。

① 第1次案の「医療従事者及び社会機能維持に関わる者」及び特措法の「登録事業者」ともに、「ワクチンを一般国民に先行して接種する」、という考え方は同一であるため、「第1次案」の検討を基本として登録事業者の議論を考えてよいか。

② 第1次案では、接種の優先順位も含めた形で3つの分類(カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ)を示しているが、第1次案のカテゴリーを基本として議論を考えてよいか。

③ 個別の業種・職種について、見直す点はないか。

(第1次案のパブリックコメント及び2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験等を踏まえた修正)

※例えば、2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の際は、あらゆる医療機関で新型インフルエンザの患者に対応したが、感染症指定医療機関とその他の医療機関の医療従事者で違いを設けることは適当か。

※「第1次案」においては「業種・職種の機能を継続するために必要な物資やサービスを提供するサプライチェーン(一連の取引業者)を構成する業種・職種についても、対象とすることが必要である。」「対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。」とされているが、特定接種対象の業種・職種に関連するサプライチェーンについてはどのように扱うべきか。

特定接種に関する論点②

1. 第1次案の見直しまたはさらに検討すべき点について(続き)

(2) 特措法では、登録事業者の業務に従事する者であって、厚生労働大臣の定める基準に該当する者に対して臨時に予防接種を行うとされているが、登録事業者の従業員のうち、接種対象になるのはどのような従業員か。

<参考>

第1次案では、「業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。」としているところ。

2. 指定公共機関制度と特定接種対象の登録事業者の関係について

新たに設けられた指定公共機関制度(特措法第2条第6号)と特定接種の登録事業者の関係についてはどのようにするか。(→指定公共機関の議論と併せて議論を行う予定。)

① 指定(地方)公共機関は基本的には登録事業者と考えるべきか(その場合の接種順位の考え方、など)

☆実施体制(接種主体、ワクチンの流通等)等については、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議での検討結果を踏まえ、医療・公衆衛生分科会で議論する予定。))